

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 8 月 19 日（金）第 338 号の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

○鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（※）（水産振興課取扱い） 1

## 規 則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 8 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

## 鹿児島県規則第35号

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年鹿児島県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）」を「，沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及び令和 4 年農林水産省告示第535号（沿岸漁業改善資金助成法施行令第 2 条の表第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）」に，「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施するための農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）」を「，中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）及び令和 4 年農林水産省告示第536号（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第 4 条第 2 項第 2 号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令第 4 条第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定める件）」に，「平成23年政令第15号）」を「平成23年政令第15号）及び」に改め，「及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令第 4 条第 1 項の表第 5 号の農林水産大臣が定める基準等を定める件（平成23年農林水産大臣告示第608号）」を削る。

第 2 条後段中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改め，同条の表経営等改善資金の部 3 の項中「動力取出し装置付き推進機関」を「動力取出装置付き推進機関」に改め，同部その他の貸付条件の欄及び同表青年漁業者等養成確保資金の部 3 の項その他の貸付条件の欄中「第 6 条の 4 第 1 項」を「第 6 条の 5 第 1 項」に改める。

第 5 条の見出しを「（貸付資格の認定の申請）」に改め，同条第 1 項中「沿岸漁業改善資金の貸付けの申請（以下「貸付けの申請」という。）をしよう」を「法第 7 条第 1 項の認定（以下「貸付資格の認定」という。）を受けよう」に，「「貸付申請者」を「認定申請者」に，「沿岸漁業改善資金貸付申請書（別記第 1 号様式）」に，事業計画書（別記第 2 号様式）及び知事が別に定める書類並びに貸付申請者（貸付申請者）を「沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書（別記第 1 号様式）」に次に掲げる書類を添えて，認定申請者（認定申請者）に改め，「市町村の長の漁業振興上の意見書を添えて，貸付申請者の住所地を管轄する」を削り，同項に次の各号を加える。

(1) 経営等改善措置に関する計画（別記第 2 号様式），生活改善措置に関する計画（別記第

- 3号様式)又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画(別記第4号様式)  
(2) 認定申請者の住所地を管轄する市町村の長の漁業振興上の意見書  
(3) その他知事が必要と認める書類  
第5条の次に次の1条を加える。

(貸付けの申請)

第5条の2 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとするもの(以下「貸付申請者」という。)は、前条第1項の申請書に併せて、沿岸漁業改善資金貸付申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

第6条の次に次の1条を加える。

(貸付資格の認定)

第6条の2 知事は、第5条第1項の規定により貸付資格の認定の申請があつたときは、その内容を審査し、認定申請者が沿岸漁業改善資金の貸付けを受けることが適当であると認めたときは、貸付資格の認定をするものとする。

2 知事は、前項の貸付資格の認定をしたときは、当該認定に係る認定申請者に沿岸漁業改善資金貸付資格認定書(別記第6号様式)を交付するものとする。

第7条第1項中「知事は、」の次に「第5条の2の規定により」を、「審査し」の次に「、前条第1項の貸付資格の認定を受けたものに対し」を加え、「(以下「貸付決定」という。)」を削り、同条第2項中「貸付決定を」を「前項の貸付けの決定を」に、「別記第3号様式」を「別記第7号様式」に、「貸付決定に係るもの」を「貸付けの決定に係る貸付申請者」に、「別記第4号様式」を「別記第8号様式」に改める。

第8条第1項中「貸付決定」を「貸付けの決定」に、「別記第5号様式」を「別記第9号様式」に改める。

第10条第2項中「別記第6号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(貸付資格認定の取消し)

第10条の2 知事は、第7条第1項の貸付けの決定から事業が完了するまでの間に、経営等改善措置、生活改善措置又は青年漁業者等養成確保措置に関する計画が達成できない見込みとなつた場合は、当該計画に係る貸付資格の認定を取り消すものとし、沿岸漁業改善資金貸付資格認定取消通知書(別記第11号様式)により借受者に通知するものとする。

第11条中「別記第7号様式」を「別記第12号様式」に改める。

第12条第2項中「別記第8号様式」を「別記第13号様式」に、「別記第9号様式」を「別記第14号様式」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

※ 受付地域振興局, 支庁名		受 付 年月日		受付 番号	
-------------------	--	------------	--	----------	--

沿岸漁業改善資金貸付資格認定申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕  
(電話番号)

沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

別記第2号様式その1からその4までの規定中「事業計画書」を「経営等改善措置に関する計画」に改め、同様式その5からその12までを削る。

別記第9号様式を別記第14号様式とし、別記第8号様式を別記第13号様式とする。

別記第7号様式中「（電話局番）」を「（電話番号）」に改め、同様式を別記第12号様式とする。

別記第6号様式中「（電話局番）」を「（電話番号）」に改め、同様式を別記第10号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第 11 号 様 式 (第 10 条 の 2 関 係)

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 資 格 認 定 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

殿

鹿 児 島 県 知 事

印

年 月 日 付 け で 認 定 し た 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 の 貸 付 資 格 の 認 定 を , 下 記 の と お り 取 り 消 し た の で 通 知 し ま す 。

な お , こ の 処 分 に 不 服 が あ る 場 合 は , 行 政 不 服 審 査 法 (平 成 26 年 法 律 第 68 号) の 定 め る と ころ に よ り , こ の 処 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 月 以 内 に , 知 事 対 し て 審 査 請 求 を す る こ と が で き ま す (な お , 処 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 3 月 以 内 で あ っ て も , 処 分 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 場 合 に は , 正 当 な 理 由 が な い 限 り , 審 査 請 求 を す る こ と が で き な く な り ま す 。

ま た , こ の 処 分 の 取 消 し を 求 め る 訴 訟 を 提 起 す る 場 合 は , 行 政 事 件 訴 訟 法 (昭 和 37 年 法 律 第 139 号) の 定 め る と ころ に よ り , こ の 処 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 に , 鹿 児 島 県 を 被 告 と し て , 裁 判 所 に 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き ま す (な お , 処 分 が あ っ た こ と を 知 っ た 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 6 月 以 内 で あ っ て も , 処 分 の 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 1 年 を 経 過 し た 場 合 に は , 正 当 な 理 由 が な い 限 り , 処 分 の 取 消 し の 訴 え を 提 起 す る こ と が で き な く な り ま す 。

記

1 貸し付けている資金

貸 付 決 定 日	貸 付 決 定 番 号	貸 付 金 額
年 月 日		円

2 取消理由

別記第5号様式（表）中 「

収 入 印 紙 ち ょう 付 欄
---------------------

」 を 「

収 入 印 紙 貼 付 欄
------------------

」 に改め、同様式（裏）中

「き損等」を「毀損等」に改め、同様式を別記第9号様式とし、別記第4号様式を別記第8号様式とし、別記第3号様式を別記第7号様式とし、別記第2号様式の次に次の4様式を加える。

## 第3号様式（第5条関係）

その1（生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金の場合）

## 生活改善措置に関する計画

## 1 総括表

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 (うち沿岸漁業の従事者 人)		
経営の概況			

注1 「家族員」欄の構成は、「父、母、本人、本人の妻又は夫、子何人、弟何人」というように記載すること。

2 「経営の概況」欄は、基幹的な漁業の種類、漁船漁業にあつては使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記載すること。

## 2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施工予定 着工 年 月 日 完成 年 月 日	
工事内容		資材購入費	千円
(1) 面積			
(2) 構造		工事費	千円
(3) 仕上げ		合計	千円

注1 「事業の種類及び種目」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの（例えば、し尿浄化装置）を記載すること。

2 「住居利用方式改善資金」欄は、改善箇所の名称（例えば、居室、炊事施設）を具体的に記載し、改善箇所が2以上ある場合、その主要なものに◎印をつけること。

3 「工事内容」欄は、面積、構造、仕上げの種類、数量等を記載すること。

## 3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	
計	千円	千円	千円	

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

(1) 施設の改善設計の適否	
(2) 改善による経済的効果	
(3) 改善による波及効果	
	地域振興局長 支庁長

添付書類

設計図（改善前と改善後のもの）

その2（婦人・高齢者活動資金の場合）

## 生活改善措置に関する計画

## 1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計 人	男 人	女 人
申請主体の概況				

注 構成員の年齢構成については、「申請主体の概況」欄に記載すること。

## 2 事業計画

貸付対象活動の態様 及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器, 設備, 材料等	員 数	単 価	金 額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

注 「活動の態様」欄は、「まだい養殖」、「うに加工」というように記載すること。

## 3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備 考
	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長 支 庁 長
-----------------



第4号様式（第5条関係）

その1（研修教育資金の場合）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	
申請額	人		千円
研修を受ける機関名又は漁家名（国外研修にあつては、派遣機関名）			
上記の所在地（住所）（国外研修にあつては、研修を受ける国）			
研修の名称（研修コース名）	教育・試験研究機関等研修 漁家研修	国外研修 資格取得講習	（研修コース名）
研修期間	年 月 日～ 年 月 日（日間）		

2 従業者の技能改善又は資格取得の計画（使用者のみ記入すること。）

	今年度計画	過去3年度実績	来年度以降3年度の計画			
			年度	年度	年度	計
従業員数	今年度末 人	各年度末平均 人	年度末 人	年度末 人	年度末 人	
研修機関（部門） 研修人員	人	人	人	人	人	人
研修機関（部門） 研修人員	人	人	人	人	人	人
研修人員計	人	人	人	人	人	人

3 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長  
支 庁 長

## その2（高度経営技術習得資金の場合）

## 青年漁業者等養成確保措置に関する計画

## 1 総括表

申請者	購入する機器等			購入費 千円	申請額 千円
	種類及び 名称	台 数	単 価 円		

## 2 購入する機器の利用計画

購入する機器の 利用計画	
-----------------	--

## 3 資金計画

購入費 千円	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金 千円	自己資金 千円	その他 千円

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

--

地域振興局長  
支 庁 長

その 3 (漁業経営開始資金のうち部門経営以外の漁船漁業の開始に係る資金の場合)  
 青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入 設置費	千円		
開始する漁業の種類				申請額	千円		
内      訳	漁船の建造, 取得又は改造	建造, 取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額 千円	建造, 取得又は改造の時期		
			t kW		年 月 日～ 年 月 日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			円	千円	年 月 日		
燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			円	千円	年 月 日		
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事 日数 (予定)	漁業従事 内容 (予定)	備 考 (漁業関係経歴: 学校, 研修, 雇われ漁業等)
	申請者					
-----						
-----						

## (3) 経営計画（年間）

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船 総トン数	漁 獲 量	販売金額	左の経営内容に達する までの年次計画
合 計						

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

## (4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

## 3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記載すること。

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

<p>地域振興局長 支 庁 長</p>
-------------------------

その4（漁業経営開始資金のうち部門経営以外の養殖業の開始に係る資金の場合）  
 青年漁業者等養成確保措置に関する計画  
 1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類				申請額	千円		
内     訳	漁船の建造，取得又は改造	建造，取得又は改造の別	総トン数 馬力数	金額	建造，取得又は改造の時期		
			t kW	千円	年 月 日～ 年 月 日		
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期	
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
cm			円	千円	年 月 日		
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円	年 月 日		
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考 (漁業関係経歴：学校，研修，雇われ漁業等)
	申請者					

## (3) 経営計画（年間）

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生 産 量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
合 計						

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

## (4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

## 3 経営の基本的方針（将来構想を含む。）

注 この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記載すること。

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

<p>地域振興局長 支 庁 長</p>
-------------------------

その5（漁業経営開始資金のうち部門経営の漁船漁業の開始に係る資金の場合）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入 設置費	千円	
開始する漁業の種類				申請額	千円	
内	漁船の改造	総トン数	数量	金額	改造の時期	
		馬力	t		千円	年 月 日～ 年 月 日
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日
内	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置時期
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期
				円	千円	年 月 日
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期
				円	千円	年 月 日
訳	その他					

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の経営概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業種類	使用漁船総トン数	漁獲量	販売金額		
				千円	漁業所得	千円
	計				計	

## 3 漁業経営開始計画

## (1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

## (2) 部門経営の計画内容（年間）

漁業種類	対象魚種	期 間	使用漁船総トン数	漁 獲 量	販 売 金 額
合 計					

注 各項目は、漁業種類及び対象魚種ごとに記載すること。

## (3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長  
支 庁 長



その6（漁業経営開始資金のうち部門経営の養殖業の開始に係る資金の場合）

青年漁業者等養成確保措置に関する計画

1 総括表

申請者				購入 設置費				千円	
養殖水産動植物の種類				申請額				千円	
内      訳	漁船の改造	総トン数 馬力		金額 千円	改造の時期				
		t kW			年 月 日～ 年 月 日				
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置時期			
				円	千円	年 月 日～ 年 月 日			
	種苗の購入	種苗の大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先		
		cm		円	千円	年 月 日			
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先			
		kg	円	千円	年 月 日				
その他									

2 自家経営の概要

貸付申請者の年齢	歳	経営主との続柄	
経営主の氏名		年齢	歳
経営主の住所			

経営主の 経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖魚種	養殖方式	養殖規模	生産量	販売金額		
					千円	漁業所得	千円
	計					計	

## 3 漁業経営開始計画

## (1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

## (2) 部門経営の計画内容（年間）

養殖魚種	養殖方式	期 間	養 殖 規 模	生 産 量	販 売 金 額
合 計					

注 各項目は、養殖魚種ごとに記載すること。

## (3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法			備 考
	機器等の種類	金 額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
1年目		千円	千円	千円	千円	
2年目						
3年目						
合 計						

注 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記載すること。

## 4 地域振興局又は支庁の長の意見

地域振興局長  
支 庁 長

第5号様式（第5条の2関係）

※ 受付地域振興局, 支庁名		受 付 年月日		受付 番号	
-------------------	--	------------	--	----------	--

沿岸漁業改善資金貸付申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名）  
（電話番号）

沿岸漁業改善資金（ 資金）の貸付けを受けたいので、下記のとおり申請します。  
記

1 申請の概要

資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付 希望日	事業量	事業費	申請額
	年	年	月 日		千円	千円

注 「資金の種類」欄は、鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類を記載すること。

2 連帯債務者

連帯債務者	住 所	氏 名	申請者との関係

3 連帯保証人

連帯保証人	住 所	氏 名	申請者との関係

4 担保物件

担保物件	
------	--

5 償還計画

償 還 計 画												
1 年 目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	

6 申請者の概要

事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資	

の総額			
常時使用する従業者数			
沿岸漁業改善資金未償還額	資 金 の 種 類	未 償 還 額	

## 添付書類

- 1 経営等改善資金又は青年漁業者等養成確保資金（漁業経営開始資金に限る。）の貸付けで、申請者が認定中小企業者以外の場合の申請にあつては、収支計画書
  - 2 法人格のない団体にあつては、当該団体の規約及び構成員名簿
- 注1 鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則第2条の貸付対象資金の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

第 6 号 様 式 (第 6 条 の 2 関 係)

沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 資 格 認 定 書

第 号  
年 月 日

殿

鹿 児 島 県 知 事

印

年 月 日 付 け で 申 請 の あ っ た こ と に つ い て は , 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 ( 資  
金 ) の 貸 付 け を 受 け る こ と が 適 当 で あ る と 認 定 し ま す 。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る沿岸漁業改善資金について適用し、同日前の申請に係る沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。